

# 「小野子 市民農園交流クラブ」の規約と理念

## 市民農園管理運営会員規約

### 目的

第1条 この規約は、利用者同士が協力し美しい市民農園の保全を図り、適切な管理を行うことを目的とする。

### 利用者の資格

第2条 市民農園の利用者は、次ぎの条件を満たすものとする。

- 1.自ら市民農園を利用し耕作できる者。
- 2.市民農園区域における共益部分の共同作業に出役できる者。
- 3.借り入れた市民農園の景観を保全助長できる者。
- 4.クラブの企画する年間活動プログラムに参加する意思がある者。
- 5.地区民と積極的に交流する意思のある者。
- 6.その他市民農園の管理運営に関する規約等を遵守できる者。

### 利用の申込

第3条 利用希望者は、別に定める要項と入園申込書により、必要な事項を記入の上、開設者に申し込むものとする。

### 利用の契約

第4条 1.利用希望者は、開設者から許可があった後、2週間以内に現地を確認の上、農園の賃貸契約を締結するものとする。  
2.契約期間は1年とする。ただし契約満了の3ヶ月以前に解約の申し出があった場合以外は、契約日の属する年度より起算して5年まで更新することができる。  
3.契約時の納入金は、条件で定めるコテージ付き農園の利用料と市民農園交流クラブへの入会金 100,000 円を指定された金融機関に振り込むものとする。

### 農園の利用と環境保全

第5条 1.農園における作物の栽培は、自家消費のものに限定する。  
2.農園内の樹木は5本以内かつ2メートル以下とし、生垣の高さは1.6メートル以下とする。  
3.利用者は良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めなければならない。  
4.農園の利用において生じた野菜等の残存物は、堆肥化に努めなければならない。

5.農園利用を含め生活に伴う塵芥廃棄物は、その都度利用者が持ち帰るものとする。

### 農業等の改修

第6条 利用者が契約締結後、農園内における施設の改修は認めない。

### 農園の管理

第7条 管理人を置き、農園の利用における指導、助言を行うものとする。

### 契約の解除

第8条 1.利用期間が終了した時点において農地等に残存物がある場合、利用者の責任において処分し、開設者の確認を受けなければならない。  
2.利用者が契約締結後において良好な使用を行わない場合、農園利用契約を一方的に解除できるものとする。  
3.契約を解除する場合、クラブ入会金及び利用料は返還しない。

### 災害の補償

第9条 農園開設者は、利用者が受けたいかなる災害に対してもその責を負わない。

### 損害の賠償

第10条 利用者が施設に損害を与えたときは、利用者の責任において補修し、開設者の承認を得なければならない。

### 補則

第11条 この規約の他、農園の管理運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この規約は平成13年4月1日から施行する。

